

指定介護予防認知症対応型共同生活事業 指定認知症対応型共同生活介護事業 高齢者グループホーム光の園町田運営規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人町田真弘会が運営する指定介護予防・指定認知症対応型共同生活介護の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事・入浴・排泄などの日常生活の世話及び日常生活の中で心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業所の介護従事者は、要支援、要介護認知症高齢者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事、日常動作、残存能力の引出しその他の生活全般にわたる援助を行う。

二 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

三 利用者及び家族に対し、サービス内容及び提供方法について判りやすく説明する。

四 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。

五 常に、提供したサービスの質の管理を、評価を行う。

六 上記事業の実施に当たっては、町田市役所、地域の保健、医療・福祉サービス、要支援・要介護者の家族、近隣住民との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

七 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

八 事業所は、指定介護予防・指定認知症対応型共同生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名称 高齢者グループホーム光の園町田
- 二 所在地 東京都町田市真光寺町1-1-7-2番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名 (常勤職員)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 計画作成担当者 1名以上
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成し、そのうち一名は介護支援専門員をもって充てる。
- 三 介護従業者 10名以上
介護従業者は介護計画に基づき利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 指定介護予防・指定認知症対応型共同生活介護の利用定員は18名とする。

(介護の提供方法)

第7条 指定介護予防・指定認知症対応型共同生活介護の内容は、利用者の身体的状況を勘案した上で介護計画を作成し、その介護計画に基づき必要な援助を行うものとする。利用者の認知症の症状を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、また、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的環境の中で生活が送れることにより達成感や満足感を得て、自信を回復するよう配慮する。

二 利用者が、自らの趣味、嗜好に応じた活動、充実した生活が送れるよう支援し、精神的な安定、問題行動の減少及び認知症の進行を緩和するよう努める。

三 サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は、身体を保護する為、緊急やむをえない場合を除き身体的拘束は行なわない。

(介護計画の作成)

第8条 指定介護予防、指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に指定介護予防・指定認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。

二 介護計画の作成、変更の際には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

三 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(短期共同生活介護)

第9条 当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定介護予防・指定認知症対応型共同生活介護（以下、『短期利用共同生活介護』という）を提供する。

二 短期利用共同生活介護の定員は、一つの共同生活住居につき1名とする。

三 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。

四 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅介護サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当が指定介護予防・指定認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該介護予防・認知症対応型共同生活介護計画に従い、サービスを提供する。

五 入居者が入院のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居宅に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(利用料等)

第10条 本事業所が提供する指定介護予防・指定認知症共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

1 食材料費 47,000円/月

2 家賃 78,000円/月

3 光熱水費 20,000円/月

4 共益費 20,000円/月

5 外出時の燃料代費 10,000円/月

6 その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適切と認められる費用

上記1～5までの費用は、二年に一度、社会情勢に則した範囲の中で改定を行うこととする。

二 月の中途における入居または退去については日割り計算とする。

三 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行口座引き落としによって指定日までに受けるものとする。

四 短期利用共同生活介護事業所を利用した場合の個人利用料の日額は次に掲げる項目とし、支払いを受ける。

1 住居 3,000円/日

2 食費 朝食400円/回・昼食600円/回・夕食500円/回

3 おやつ 100円/日

4 その他、日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適切と認められる費用。

(入退去に当たっての留意事項)

第11条 指定介護予防・指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援2・要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たすものとする。

1 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。

2 自傷他害のおそれがないこと。

3 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

二 入居後、利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居する場合がある。

三 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう退去に必要な援助を行うよう努める。

四 短期利用共同生活介護の利用者の入退去に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 利用者の心身の状態に異変や緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第13条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

二 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

三 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(苦情処理)

第14条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する為、苦情受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する

説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(衛生管理)

第15条 指定介護予防・認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品などの清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

二 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）をおおむね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(非常災害対策)

第16条 非常災害が発生した場合には、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には避難等の指揮を執る。

二 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

三 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(運営推進会議)

第17条 当事業所の行う指定介護予防・指定認知症対応型共同生活介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

二 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者及び指定介護予防・指定認知症対応型協同生活介護についての知見を有する者とする。

三 運営推進会議の開催はおおむね2月に1回以上とする。

四 必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(虐待防止)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従

業者に周知徹底を図る

- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

二 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

（身体拘束）

第19条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況を並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

二 事業所は身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（業務継続計画の策定等）

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防・指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

二 事業所は、従業者に対し、業務継続計画のついて周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

三 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（その他運営に関する留意事項）

第21条 当事業所は、全ての介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法代8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する

者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。また、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1 採用時研修 採用後2カ月以内

2 定期的研修 随時

二 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

三 当事業所は、職員であった者に業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。

四 事業所は、適切な指定介護予防・指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

五 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は管理者が定めるものとする。

附 則 この規程は、平成13年8月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から変更施行する。

この規程は、平成18年4月1日より変更施行する。

この規程は、平成23年8月1日から変更施行する。

この規程は、令和 6年4月1日から変更施行する。